

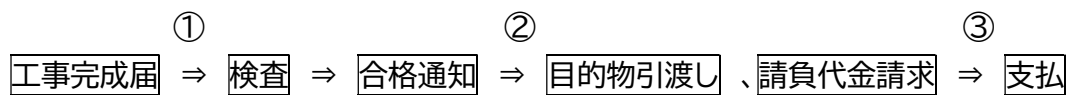
令和5年12月22日

受注者の皆様へ

静岡市長 難波喬司  
(財政局財政部契約課)

## 建設工事における請求から支払の期間について

### ●工事完成から支払までの手続と流れ



- ①. 完成届出書の提出(受理日を含む)から、14日以内に検査
- ②. 合格通知(完成確認)後、目的物引渡し
- ③. 請負代金の請求(受理日を含む)から、40日以内に支払

### ●建設工事の支払に関する規定

(請負代金の支払)

静岡市建設工事請負契約約款 第33条

受注者は、検査に合格した旨の通知を受けたときは、請負代金の支払を請求することができる。

発注者は、請求を受けたときは、当該請求を受けた日から40日以内<sup>※1</sup>に請負代金を支払わなければならない。

「請求を受けた日」…請求が到達した日

※1 支払遅延防止法では、請求が到達した日を参入して計算する(初日参入)。

ただし、営業時間内の請求に限る。

(前金払及び中間前金払)

静岡市建設工事請負契約約款 第35条

発注者は、請求があったときは、請求を受けた日から14日以内<sup>※2</sup>に前払金を支払わなければならない。

※2 同約款第1条第10項の規定により、期間は民法で計算するので、請求が到達した日を不参入として計算する(初日不参入)。

★個別の支払に関するお問い合わせは、各担当部署にお願いします。